

■ 概要

障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が創設

■ サービスの開始

令和 7 年10月から

利用対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

※ 原則利用

R7.10～ 新たに就労継続支援B型を利用する場合

R9. 4～ 新たに就労継続支援A型を利用する場合

標準利用期間を超えて就労移行支援の利用を更新する場合

支給決定期間・基本報酬

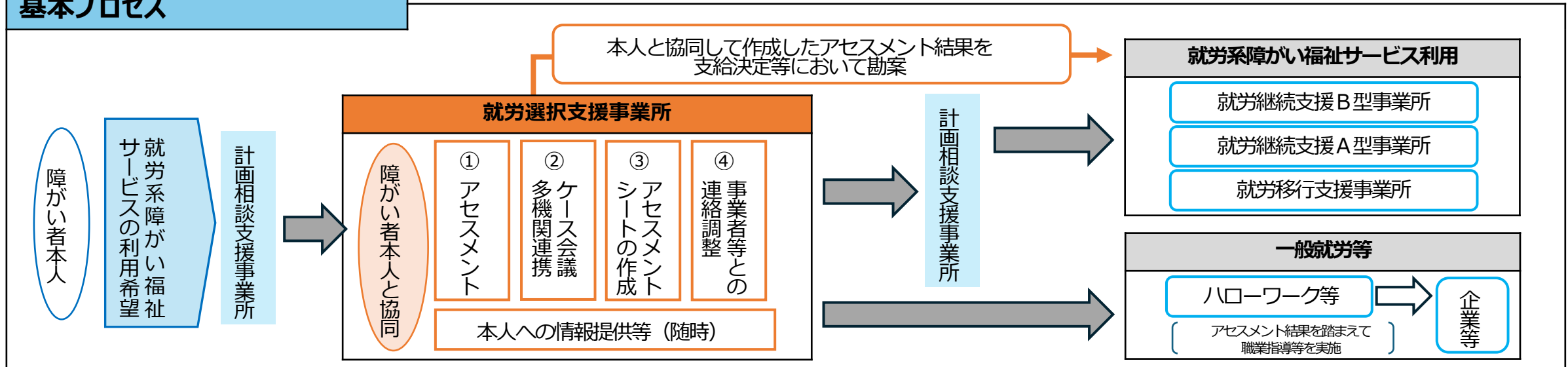
原則 1 か月（必要に応じて 2 か月）

○ 就労選択支援サービス費 1,210単位／日

○ 特定事業所集中減算 200単位／日 ※

※ 同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合

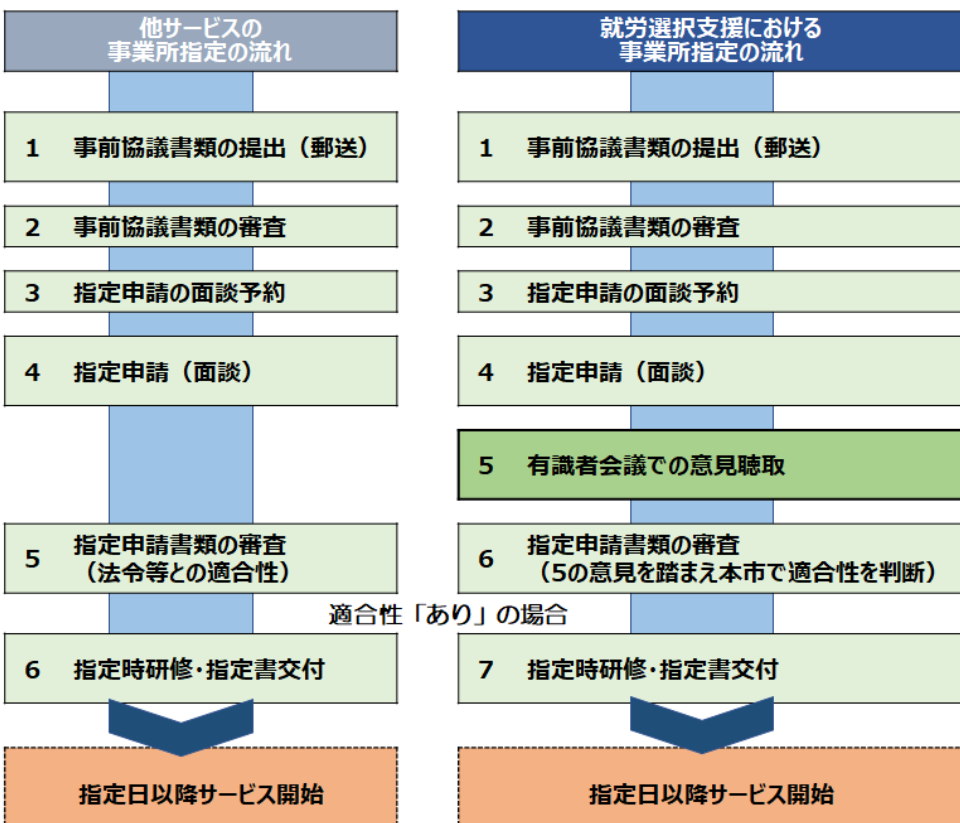
基本プロセス



就労選択支援に係る事業所指定について

- 本市では、障がい者自立支援給付費及び障がい児給付費が年々伸びる中、持続可能性の観点から、障がい福祉サービスの質の確保・向上が課題であり、給付費の適正化に向けた取組の検討を進めている
- 現在は、事前協議書類をもとに基準省令等に沿って人員配置や設備等の基準を満たしているかの書面審査を行い、満たしている場合は、法律施行規則に基づき、指定申請に必要な書類一式を求め、それらの内容について面談で必要な確認を行ったうえで事業所の指定をしている
- 国の実施通知における技術的助言では、就労選択支援に係る指定申請に当たっては、「申請様式の不備のみならず、地域において就労選択支援に期待される役割を果たせるかの確認や、必要と認める場合は自立支援協議会等での評価を実施することが望ましい」と示されていることを踏まえ、本市では、適正化の一環として、下図のとおり、**就労選択支援における事業所の指定（入口）の段階からサービスの質や中立性が確保されるよう取組を実施した**

就労選択支援事業所の指定申請の流れ

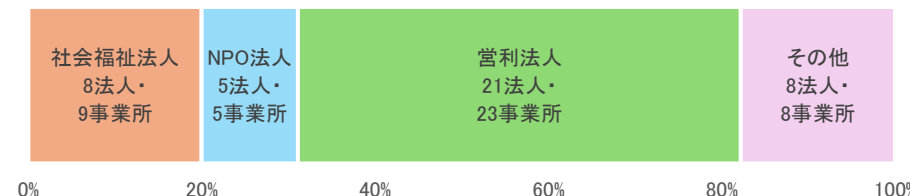


スケジュール

月日	内容
6月20日	第1回有識者会議
6月25日	事前協議受付開始日
7月25日	事前協議受付締切日
～	指定申請書提出及び面談
8月26日	第2回有識者会議
9月5日	補正要否のお知らせ
9月30（予定）	指定書交付・不指定決定通知
10月1日	指定事業所での事業開始

審査件数

42法人・45事業所



■ 就労選択支援の実施について（令和7年3月31日 障障発0331第3号）

5 就労選択支援に係る指定の申請等について

(1) 指定権者における指定について

就労選択支援は、働きたい意欲のある障害者の今後の就労や働き方に密接に関わる支援であって専門的・中立的な役割が期待される。

就労選択支援事業所を指定するに当たっては、申請様式の不備のみならず、地域において就労選択支援に期待される役割を果たせるか以下のような観点で確認することが望ましい。

- ・ 就労選択支援事業を実施する目的や理念
- ・ アセスメント環境や支援員を確保できているか（対象者に応じた多様なアセスメント手法や作業場面の確保、アセスメントシートやマニュアルの整備、過去の就労アセスメント実績等）
- ・ 地域との連携体制を構築できているか（協議会や近隣の障害者雇用を実施する企業等との連携）
- ・ 第三者から適切な評価を受けているか（協議会、市区町村委託相談支援事業者、近隣の就労系障害福祉サービス事業所等）
- ・ 他の就労系サービスを実施している場合は、当該サービスの支援状況や経営状況（生産活動収支、経営改善計画書提出状況、スコア表や平均賃金・工賃月額等）
- ・ 情報公表の状況（WAM-NET等）

(2) 協議会との連携

就労支援事業所の指定時に地域との連携体制の構築や第三者からの適切な評価を確認する際、指定権者が必要と認める場合には、就労選択支援を行おうとする者は、事業指定の申請に当たり、協議会や市区町村等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出する。